

令和6年8月19日

議会運営委員会視察報告書

赤穂市議会議長
土遠 孝昌 様

議員氏名	奥藤 隆裕
〃	榊 悠太
〃	南條 千鶴子
〃	荒木 友貴
〃	前田 尚志
〃	家入 時治
〃	土遠 孝昌
〃	西川 浩司

下記のとおり、行政視察・講演会等に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日 令和6年7月29日(月)～令和6年7月31日(水) (3日間)
- 2 調査市及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)
 - (1) 山口県山陽小野田市 令和6年7月29日(月)
 - ① 議会改革の取組みについて
 - ② デジタル化推進特別委員会の取組みについて
 - ③ 政治倫理条例の請負関係部分について
 - ④ 予算決算常任委員会について
 - (2) 福岡県古賀市 令和6年7月30日(火)
 - ① 政策推進会議について
 - ② 政治倫理条例の請負関係部分について
 - ③ 議会のICT化について
 - ④ 大学とのパートナーシップ協定について
 - (3) 岡山県高梁市 令和6年7月31日(水)
 - ① 議会のあり方検討特別委員会の取組みについて
 - ② ICT化推進特別委員会の取組みについて
 - ③ 政治倫理条例の請負関係部分について

視察地：山口県山陽小野田市 7月29日（月）13：30～15：30

【目的】

山陽小野田市議会では、議会公聴充実のための市民懇談会等の開催、ICT化推進に係る特別委員会の設置、予算決算常任委員会による予算の審議など赤穂市議会が参考にすべき取組みをされている。それぞれの実施の経緯や効果などについて調査するため視察を行った。

【説明及び取組内容】

1 議会改革の取組みについて

山陽小野田市議会では、平成24年3月30日制定の山陽小野田市議会基本条例第19条の規定の基づき市民懇談会を実施している。また必要な事項を定めたものが、「山陽小野田市議会市民懇談会実施要綱」である。

市民懇談会のこれまでの取組状況としては、平成24年8月に1回目を実施して以来、計41回開催されている。市民団体等からの申請があれば開催される。テーマについては、主に市政や市議会に関連することで、1項目と決められている。対応する議員については、常任委員会に振り分けられることが多く、場合によっては全議員が出席する。

広聴機能については、市民懇談会以外に、議会カフェを定例会ごとに市内4か所で開催している。コーヒー等を飲みながら議会の報告も交えて意見交換している。全議員が出席することとなっており、広聴委員は5名、それ以外の議員は3名市民を集めなければならないノルマがある。参加者については、男性の方が多い傾向があり、年齢層は、70代、60代、50代、80代の順に多く、ご年配の方が多。

また、議会モニター制度も活用し、議会活動、議会運営について、団体から選出された委員、公募市民に委嘱し、意見をいただいている。

これら広聴による取組みで出た市民からの意見・要望などについては、広聴委員会で吸い上げ、常任委員会に振り分けられる。内容によっては市に提言するほか、請願したこともある。

2 デジタル化推進特別委員会の取組みについて

デジタル化推進特別委員会は、令和3年12月17日に設置し、委員6人で構成されている。この特別委員会は、デジタル化による市民のサービス向上、維持可能な行政運営及び既存業務の効率化を目指し、調査・研究・提案を行うため設置した。市議会においてタブレットを導入し、後追いで執行部においてノートパソコンの導入が行われ、全庁的にペーパーレス化が進んだ。また、導入したタブ

レットを議員が活用することにより、議員のデジタル化に対するボトムアップのきっかけ作りができた。令和5年9月27日にデジタル化推進特別委員会は一定の使命を果たしたため解散した。

タブレットを導入したことにより、紙による議案や資料の配付をなくし、ペーパーレス化が進んだ。また、執行部及び議会事務局の印刷等にかかる業務が減少した。

会議システムやスマートディスカッション等の導入に当たっては、プロポーザル方式を採用して2社からの応募があり、「スマートディスカッション」に決定した。

また、スケジュール管理等を充実させるため、LINE WORKS を搭載し、行事予定、委員会開催やその他の議員との連絡等のために活用している。当初は議員がLINE WORKS を見ていないこともあり、再度電話連絡することも多くあった。現在もまだそのようなケースはあるが少しずつ減少はしている。議員からは、議案や委員会資料等をタブレットに収納したことで、メモ書きがしにくいとの不平はある。専用ペンによるタブレットへの記入はできる。

ICTを利用した、議会事務の効率化については、タブレットやLINE WORKS 等のアプリの導入で、ペーパーレス化は進み、事務局職員の印刷業務が減少した。ただ、タブレットに議案等を入れるための処理には時間を要する。

3 政治倫理条例の請負関係部分について

政治倫理条例には、個別に請負関係の部分の規定は設けていない。現条例の改正の予定はある。請負契約に係る問題は、生じていない。

4 予算決算常任委員会について

山陽小野田市においては、一般会計予算決算常任委員会を議長以外の議員（20名（1名欠員））で構成している。一般会計予算決算常任委員会以外に三常任委員会があり、まずその委員会が所管する部、課における予算、決算を分科会として審査する。分科会での審査結果については、一般会計予算決算常任委員会（全体会）で各分科会長がそれぞれの所管での報告をし、その後一般会計予算決算常任委員会としての採決を行う。本会議においては、一般会計予算決算常任委員長（副議長）が報告し採決する。本会議では、全体会で質疑をしているため、質疑は出ない。討論は出ることもある。特別会計の予算、決算については、所管する常任委員会で審査する。

従来は赤穂市と同じように各常任委員会に分割して付託して予算の審査をしていた。しかしながらひとつの議案を複数に分割して委員会に付託することは好ましくないとの国の行政実例もあり予算決算常任委員会による審査をしてい

る。

5 その他実施された効果的な議会改革について

委員会における服装の自由化を今年の6月定例会から始めた。委員会については、Tシャツやポロシャツでの出席が可能。堅苦しい印象を与えず、市民との距離感も縮まったとのことであった。

【所 感】

○市民との対話を重視した議会改革が印象的であった。特に定期的で開催される市民懇談会や議会カフェは、市民の意見を直接議会に反映させる仕組みとして大変参考になった。さらに、政治倫理条例の整備や服装の自由化など、柔軟かつ実効性のある取り組みも見受けられた。赤穂市でも、これらの施策を取り入れ、より開かれた透明性の高い議会運営を目指していきたい。

○議会改革の取り組みにおいて、山陽小野田市議会基本条例第19条に基づき広聴機能については市民懇談会以外に、議会カフェを定例会ごとに4か所開かれている。ワークショップ形式で、全議員がグループに別れて進行されファシリテーター的議員のスキルには差があるなど課題もあるとのことであったが、市民と議員が自由に意見や情報を交換するための場づくりに積極的に取り組んでおられると感じた。また、この基本条例においては見直しについても具体的、明確に記載されていることは重要であると感じた。

また、デジタル化推進特別委員会の設置においては、目的を明確にし、実行約1年9か月で一定の使命を果たした後に解散されている。市議会においてタブレット、LINE WORKS等のアプリ導入でペーパーレス化は進んでいる。デジタル化推進については、メリットの他、課題もあるようであるが、やはりICT化は進めるべきと感じた。予算決算常任委員会においては、議長以外の議員全員で構成されており、議論が深まると感じた。

○議員自身がそれぞれの委員会における活動の意義や、条例や制度の導入経緯、現状と課題を深く理解され、普段から「開かれた議会」、「議会人」としての行動とは何かを強く意識されていると感じた。議会市民懇談会や議会カフェで市民に対し説明される場面が多いため、人の質問の意図を聴いた上で自分たちの言葉で語る方法も議会としてブラッシュアップしながら臨まれているのが理解できた。

山陽小野田市では平成24年度から議会市民懇談会を開かれているが、全て各種市民団体からの申請によって開催されていることに驚いた。赤穂市では各常任委員会で年1回程度各種団体との意見交換会の場を設けていますが、全て

議会側が団体にお声かけをして場を設けているので、市民と議会のかかわり方の差異を強く感じた。テーマ設定も「山陽小野田市議会市民懇談会実施要綱」第3条にある(1) 市政に関すること、(2) 市議会に関すること、(3) 前2号に掲げるもののほか、市の重要事項に関することのいずれかに該当すれば良いので、テーマによって申請を断るケースはないようである。また、なぜ市民側からこれほど申請が継続してあるのかについては、市民懇談会の結果を踏まえ、陳情・請願として調整したり、所管事務調査を行い政策提言につなげたり市民にとってフィードバックがなされるからだと思う。対応は市民懇談会ごとに異なるそうであるが、市民側にとって議会に意見を伝えるメリットが広く周知されていることで、仕組みとして声を拾えることが参考になった。

議会カフェについては、中学校区で分けられた4地区を巡回する形で、定例会ごとに全議員参加で行われている。毎回常任委員会ごとに1テーマずつ5分程度のYouTube動画を作成し、冒頭に流したうえでテーマに沿って報告と意見交換をされている。全員参加することで議員の出身地域ごとの偏りをなくし、質問に対する回答をできる限りその場ですることが可能になっている。令和4年度までは自由参加のみであったため年間約40名程度の参加に留まっていたが、令和5年度からは広聴特別委員会委員は5名、それ以外の議員は3名の参加呼びかけのノルマを課すことで年間108名の参加者を得ている。動員をかけることには市民意見の偏りが生じるなど賛否もあると思われるが、第一段階で各議員が積極的に呼びかけ、第二段階で参加した方からロコミで議会カフェの意義が広がる効果も期待できるのではないかと思った。

議会カフェの課題として、各テーブルで進行する議員の力量が問われることを挙げられていた。市民の声を否定せず聞くことや、議案に対する議員個人の意見ではなく「議会」として答えることを徹底するため、広聴特別委員会マニュアルを作って周知する工夫もされている。また、各常任委員会委員長は市民と直接対話するテーブルに配置せず、各テーブルで出た質問について個別の議員では答えられないことに対し対応する役割とされている。「議会に持ち帰って後日回答」という返答を極力減らすために、持ち帰る場合は各委員長の許可制にすることを徹底されていることで、議会としての自分たちの回答責任を明確化されていると感動した。

市民モニター制度は、一般公募9名、あて職6名の最大15名の設定になっているが、あて職の方から一市民としての要望を伝えられ議会が聞きたい「団体を代表しての意見」を必ずしも聞けないことや、意見を積極的に発言される方が少ないなど課題があるため、人数構成を変更することも検討することであった。赤穂市でも同様の課題が考えられるため、無作為抽出も含め市民公募方法を工夫して議会に関わってもらえる人を増やす仕組みづくりを進めたいと感じた。

デジタル化推進特別委員会においてタブレット導入が検討され、プロポーザルによって「サイドブックス」と「スマートディスカッション」の2システムから後者が選定されている。議会事務局で仕様書は作成されているが、行政執行部の選定委員会でプロポーザルが実施された結果、スマートディスカッションに決まっているので、導入システムの意向は議会の想定とは異なっているそうである。議会側から先行してタブレットが導入されているが、行政部局のパソコンの更新時期と合わせることで予算措置の調整も水面下で行っている。容量は月3GBと制限はあるものの、議会内だけでなく個人使用の制限も特に設けておらず、導入当初から地域での調査活動や議会カフェなどの場で活用される前提であることが理解できた。セキュリティ面は安全性の確保されたiPadを選定され、情報漏えい対策や使用場所・方法などの部分については、「タブレット端末運用基準」に定められた以上に細かい制限規定を設けるのではなく議員の判断にゆだねている。「開かれた議会」を実現するためにもICT化は必須なので、タブレット導入をはじめ対応に踏み切らないといけなと感じた。また、他の議会活性化も含めて、システムの導入にあたり対応する議会事務局の体制も補強する必要性を強く感じた。

政治倫理条例については、個別請負関係について過去に問題が生じていないため山陽小野田市では規定は設けていなかった。山陽小野田市議会基本条例第35条において、条例の定期的な見直し・検証が定められているため、それに従って政治倫理条例も関連箇所を今後議論されるそうである。公正な契約関係を市民に見える化するため、議員や親族に関連する業者の情報などを市民に公開することは検討されているのか質問すると、現状問題提起はされていないが、今後の検証の中で他会派から提起され、議論することもあり得るとのことであった。

予算決算常任委員会では、全ての事業を分科会で一律に検証するだけでなく、当初に分科会ごとに選定した事業については評価表を作成し10月ごろに執行部側に提出されていた。その結果、次年度の予算に予算決算常任委員会の審査結果がより明確に反映がなされる仕組みになっている。議長を除く全議員が所属し、予算・決算通じて分科会で議論できることで議論を深めることにもつながっており非常に有用なシステムだと感じた。山陽小野田市では、決算では分科会ごとに2～3日(2分科会を同日開催)と全体会を設定されているそうなので、赤穂市で行う場合、執行部側との調整や会場の都合で決算の日程が延びる可能性はあるので、執行部及び議員側の負担軽減も含め工夫は必要である。

○市民懇談会のほか、議会報告や意見交換を気軽に行う議会カフェを開催されていた。議会カフェは議員に人集めのノルマがあり苦勞されていたが、広聴は熱

心に取り組みられていると感じた。

政治倫理条例では、請負の規定は設けておらず、また、市の入札に関わる議員はいないとのことで、請負に係る問題は生じていないとのことである。

委員会出席時の服装において、市民との距離を近づけるとの理由で、令和6年6月定例会から服装の自由化が図られ、Tシャツ、ジーパン、スリッパの着用が認められるなど、私には驚くようなことが行われていた。

○議会改革は2期目の議員が各委員会委員長になり推進していた。

予算決算委員会は、1議案を複数の委員会が審査するのはおかしいとの国の指導に基づき設置されている。

決算は約100事業を取り上げて審査している。

議会のデジタル化は、議会事務局職員が正規7人と会計年度1人が配置されていることが大きい。赤穂市の4人では対応が難しいと感じたが、タブレットやシステム導入を優先したい。スマホの議場持ち込みも自由とのことだが、持ち込む必要があるのかと聞くと特に無いとのことであった。

政治倫理条例には、請負禁止などの条項はなく、赤穂市議会の条例は厳しいとの感触だった。服装については、自由度を上げたいそうだが、兵庫県のあり方で良いと感じた。

○山陽小野田市において2012年の山陽小野田市議会基本条例の改正時に市民との対話を重視した市政運営として市民懇談会を積極的に行って基本的には議員全員参加で行い地域の声を政策に反映させる取組みは一定成果をあげているが、今後は若者世代の意見をどのように集めるかが課題となっていた。

本市においても各常任委員会に関連する団体との意見交換会を行っているが、その様々な意見をもっと委員会として行政側に政策提言する必要性を強く感じた。

常任委員会なども本会議場で行われておりその服装についても特に決まりもなかったのもそれについてはあまり感心できなかった。本市においては常任委員会また本会議場での場においては議員として節度ある服装を決めているので今後もその方針で行うべきと思った。

○議会改革の取組みについては、山陽小野田市議会基本条例を改正し市民懇談会等を実施され、担当委員会を派遣し、1回2時間程度の市民懇談会を開催されている。議会広聴としては、議会報告会「議会カフェ」を定例会ごとに市内4か所で開催され団体から選出された委員、公募市民から委嘱し意見交換を行うなど市民に近い議会活動と感じた。議会マニフェスト研究所改革度上位の取組み

である。赤穂市においても、参考にし取り組むべきと感じた。

○市民懇談会について、赤穂市議会との大きな違いは市民団体等からの申請により実施される点である。申請方式の場合、同時期に申請が集中してしまうことや定期的な開催が困難になる等の問題が生じるのではないかと思ったが、山陽小野田市議会では毎年コンスタントに申請があり今のところそのような課題はなさそうであった。

また申請方式にすると、同じ団体が続けて申請してくる等の課題も考えられるが、特にそれにより困ったことはないとのことである。

山陽小野田市議会のような申請方式も検討の余地があるとは思いますが、委員会ごとのバランスや日程調整のし易さ等を考慮すれば、今の方法でも良いかもしれない。

議会カフェは、定例会の報告会のようなもので赤穂市議会では同様のものは実施していない。あくまでも議会の一員として議会の報告をすることが目的であるが、個人的な考えを先行させてしまう議員も多く、その点が課題であると言われていた。恐らく赤穂市で実施した場合も同じような課題は出てくるだろうと感じた。負担も大きいことから今後回数を減らすよう検討するとのことであった。議会改革全般に言えることであるが、継続性の観点から考えると議会事務局や議員にかかる負担を考慮しながら検討する必要があると感じた。取組み自体は非常に素晴らしい。

一般会計予算決算常任委員会については、同じ所管の決算と予算を1年通して審査することができる点がメリットであると感じた。赤穂市議会では、予算は各常任委員会、決算は決算特別委員会での審査をしているため、一貫性が無いように感じる。また、決算特別委員の負担が大きいいため、負担のバランスをとるためにも有効であると感じた。

【説明者等】

山陽小野田市議会 議会運営委員会 委員長 宮本 政志 氏

山陽小野田市議会 議会運営委員会 副委員長 森山 喜久 氏

山陽小野田市議会 議会運営委員会 委員 伊場 勇 氏

山陽小野田市議会 事務局 局長 石田 隆 氏

山陽小野田市議会 事務局 参事 河口 修司 氏

視察地：福岡県古賀市 7月30日（火）13：30～15：30

【目的】

古賀市議会では、議員全員で政策立案を目指す政策推進会議や大学とのパートナーシップ協定の締結等、特色のある取組みを実施されている。これらの取組みについて知見を深めるため視察を行った。

【説明及び取組内容】

1 政策推進会議について

政策推進会議は、議員全員で政策立案を推進するために実施されている。古賀市議会基本条例の第13条において、次のとおり規定している。「議会は、市政に関して重要なものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、政策推進会議を開催することができる。」「議会は、政策推進会議により提言として取りまとめたものについて市長等に報告することができる。」

流れとしては、議員による政策テーマの発表、出されたテーマの中から審査会等を経て1つを選定、その後政策立案や市長への提言、また条例の制定につなげていく。

これまで条例の制定までには至っていないが、市長への提言等は行っている。

実績は、以下のとおり。

2015年：議会災害対応（議会災害対応要綱、災害時議員行動マニュアル）

2017年：地域公共交通体系確立に向けた提言（バス乗車調査、市民アンケート）

2018年：地域防災提言（防災基本条例の早期制定、発災後72時間の行動パターン）

2021年：地球温暖化対策政策提言（ゼロカーボンシティ宣言など）

思うように実現できないことやすぐに効果が出ないこともあるが、一定の効果を発揮している。

また、2023年度の取組みで、建設から50年近く経過し老朽化が進んだ浄水場の問題について、「古賀浄水場の在り方調査検討特別委員会」を設置し決議を出したことについても説明があった。

この浄水場の問題については、老朽化した浄水場を、規模を縮小して更新するか、廃止して他団体からの受水を確保するかを選択であった。執行部は検討を重ねたが、中々結論に至らなかった。そこで議会として自主的に調査検討を行い、議員間討議や市民意見交換を経て決議を出されている。

その結果、特別委員会で決議された、浄水場を廃止して他団体からの受水を確保する方向で執行部も動いている。

2 政治倫理条例の請負関係部分について

古賀市議会政治倫理条例では、請負関係部分について次のように規定している。「市が行う請負その他の契約に関し、その地位を利用して自己の配偶者若しくは2親等内の親族に有利な取り計らいをしてはならず、又は有利な取り計らいをしたと疑われるような行為をしないこと。」

過去に議員が経営する会社が公共事業を請け負っていたこともありこのような規定になっている。

地方自治法の第92条の2関係の改正により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされており、議員本人であっても300万円以内であれば請負に関する規制の対象から除くこととなったとの説明があった。

今のところ古賀市議会では、政治倫理条例の改正については検討されていない。

3 議会の ICT 化について

議会の ICT 化については、タブレット活用検討会を設置して検討を進めている。タブレットの導入は、議会が先行して行った。メリットは、連絡の一元化やペーパーレス化、オンライン会議の環境整備のほか、災害時の議会機能維持の有力なツールになること等がある。

(1) 現在活用しているタブレット、システム

- ①タブレットは iPadPro (12.9インチ)
- ②タッチペンで書き込み可能
- ③LINE WORKS 導入
- ④スマートディスカッション導入 (③、④は2025年夏に契約更新)
- ⑤スマホ、パソコンでも利用可能
- ⑥デジタル資料への書き込みは可能

過去には Google ドライブを活用してデータを共有していたこともあった(議会事務局がデータをアップ)。

(2) タブレット活用や ICT 化の経緯については、以下のとおり。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 2013年3月議会～ | 資料を PDF ファイルで提供 |
| 2013年7月 | 議会運営委員会で霧島市議会の先進事例を視察 |
| 2014年7月 | 議会運営委員会で逗子市議会の先進事例を視察 |
| 2014年9月議会 | 執行部にタブレット導入の早期検討を提言 |
| 2021年3月 | タブレット導入検討会 |
| 2022年8月 | タブレット全議員貸与 |
| 2022年9月議会 | タブレット活用開始 |

2023年11月 タブレット活用検討会
2024年1月～3月 タブレット活用状況アンケート
2024年3月議会 予算説明書以外は電子データ
2024年9月定例会 決算説明書も電子データ

アンケートでは、8割近くの議員が使い続けたいと回答しており、おおむね大部分の議員が有効に活用できているようだが、一部活用できていない議員もおられるとのことであった。

4 大学とのパートナーシップ協定について

古賀市議会は、2015年2月に福岡女学院看護大学とパートナーシップ協定を締結している。2014年当時の議長が全国市議会議長会研究会で他市議会の大学とのパートナーシップ協定の事例発表から着想を得たのが始まりである。協定締結に向け大学側と協議を進めたところ、大学側も前向きであったことから協定の締結に至った。

協定の目的は、「地域社会の政策課題への適切な対処と地域の発展」と定めている。協力事項は、「健康づくりに係る意見交換、研修」「議会の政策形成能力向上」「大学の教育環境の充実」である。

実際の取組内容については、学生が議員に対し、立候補の動機や議員が行った一般質問についてインタビューを実施したほか、議員が学生による地域診断発表会や防災セミナー等に参加している。

古賀市議会と福岡女学院看護大学との連携の取組みは、2024年で10回目となる。

2023年度時点で大学と連携する仕組みがある議会は、全体の3.3%で2023年度中に連携の実績がある議会はわずか2.4%しかない。

【所 感】

○古賀市の政策推進会議は、議員間で共通認識を形成し、政策立案を推進するための重要な場である。市民生活に直結するテーマが議論されており、実行力のあつる政策提言がなされている。議員全員の意見のとりまとめは大変であるが、このような協議の場があることで、議員間の連携が深まり、より効果的な行政運営が期待できると感じた。

○議会基本条例の下、議員間での共通認識及び合意形成を図り政策立案を推進し、市長提言や政策条例につなげるしくみが行われていることは重要であると実感した。古賀市におかれても他市の調査研究後に政策推進会議を取り入れておられることに、議会活性化に向けての真剣さを感じられた。市内看護大学と2015年からパートナーシップを締結され、地域の健康づくりや教育研究環境

の充実に効果がもたらされているとのこと、特に政策形成能力の向上に向けた取組みは興味深かった。赤穂市にも福祉大学があり、パートナーシップ締結に向けて取り組むべきと感じた。

議会の ICT 化については、具体的なスケジュールを持ち、試行段階から本格導入まで計画的に進めていた。タブレット導入においては、議会運営の効率化、情報の共有化、ペーパーレス化を目的とされ様々な課題はあるが、効果的であると感じた。ICT 化は、震災や感染症等非常事態に直面した場合でも議会運営が停滞しないために重要であると感じた。

政治倫理条例については、透明性及び信頼性を確保し、公正性、議員の立候補という観点から文言等を赤穂市においても再度議論するべきであると感じた。

○会派代表者会が人事や議会全体の取決めを調整協議する場であるのに対し、政策推進会議を議会基本条例に基づき議会としての合意を提言していく場と明確に位置付け、議会として今何を市民のために取上げるべきかを非常に強く意識して行動されていることに感動した。二元代表制を機能させるために、執行部側が提示することをそのまま受入れるのではなく、市長部局がゼロカーボンシティ宣言を出す動きがある際に先行して議会として提言をまとめ、それを受ける形で市長が宣言を行うという形を取られていた。議会と市の役割を意識し、議会としてまとまって動くべきところを政策につなげる形で押さえることを赤穂市議会でも取り組んでいきたいと思う。

政策推進会議において、数名が政策テーマを発表し、点数を付け投票、選ばれた1つのテーマについて年間通じ議会として提言等につなげるまで議論されていたが、1つにテーマを絞るために会派間などでかなり激しく議論されている印象を受けた。そのため、審査会を点数付けすることで投票結果を比較できるようにし、また点数は参考としてそれを元に改めて議論することで、議会の合意部分については納得を得やすくなったそうである。

2023年度の実践で、市の方針が中々まとまらない「上水の確保」の問題について、「古賀浄水場の在り方調査検討特別委員会」を設置し、議会として自主的に調査検討を行い、議員間討議や市民意見交換を得て決議を出されており、「議会としての責務」に対する議会全体の決意を感じた。赤穂市でも例えば赤穂市民病院の経営問題や上下水道をはじめとしたインフラ設備の在り方問題は非常に大きなテーマであるが、市が結論を出し切る前に議会としての結論を出し、方向性に影響を与えることが諸刃の剣にもなり得るので踏込んだことをしていると驚いた。市の担当課からの聞き取りを通じ情報を得ることも大切にされているが、それ以上に市民や地域に密着した形での聞き取りによって、市が算出する数字上のデータだけでは把握できない声を吸い上げることに腐心されていた。まず、手間暇をかけて議会が市民の中に入っていくという姿勢を学びたいと

感じた。

市民との意見交換会の場の設定も、ダム(水源)の地域、浄水場のある地域、市民全体が参加しやすい場の3か所で開催を工夫されていた。また、参加者を集めるために開催のお知らせを全戸配布するだけでなく、ダムや浄水場のある限定された地域の人を集める際には「農区」と呼ばれる地域の枠組みに働きかけ顔の見える形で参加を促す柔軟さも取り入れられていた。

興味深かったのは、防災の観点から独自水源を残してほしいなど賛否両方の意見はあったものの、最終的に浄水場を廃止し古賀浄水場の廃止と水源転換を求める決議をされ、それを受けて市側が給水量を増量する申入れを他市にするところまで動いていることである。市側と議会が全く違う方向を向いて方針を出そうとしていても上手くいかないのが、特別委員会の設置段階から議会としてもゴールを見据えて動かれていたとのことであった。議会が市民の声を生かした調整機能の役割を果たされた好事例だと思った。

政治倫理条例については、議員の2親等以内にあたる業者が市の請負関係になり得る場合は事業を辞められる場合もあるそうだが、条例も「有利な取り計らいをしてはならず、又は有利な取り計らいをしたと疑われるような行為をしないこと」という規定になっており禁止ではないため、古賀市においてこの部分を改定する議論になっていないとのことであった。赤穂市でも実質的に請負辞退をする形を取っているが、条例上は「努めなければならない」という努力義務なので、改正するのであれば緩和の根拠説明についても煮詰めないといけないと感じた。

タブレット導入を含めたICT化については、ペーパーレス化による経費節減以上に、災害時や感染症蔓延期などでも議会機能を維持できることが重要であるとの説明であった。古賀市の場合、議会の「タブレット導入検討会」で事業者説明も受け議会単独でシステム等の導入を決定され、2025年度に予定される更新時期にも同様に対応されるそうである。導入や更新の検討資料として、議員に対しスマートディスカッション・LINE WORKSの活用の度合いや使い勝手に対するアンケートを取り、その結果を蓄積する形を取られ手順もよく考えられていると思った。赤穂市でも導入を検討する場合には、データを根拠に効果検証が適時できるようにあらかじめ検証サイクルを作っておくことは必須だと考える。

福岡女学院看護大学と議会とのパートナーシップ協定の締結とその後の活動について、将来保健師や看護師を目指す学生にとって、地域の政治や行政との関わりについても学ぶことは非常に有用であると大学側も理解され継続活動ができています。議会側としても看護系大学との連携は、地域政策全般を議論するよりも、福祉の分野に特化できることでテーマが絞りやすく、また学生の知見を得ら

れることでメリットは高いとのことであった。赤穂市においても関西福祉大学は看護・社会福祉・教育・保育そして公共政策分野に力を入れられているので、議会が協定を結ぶ意義は非常に高いと感じる。今後大学側との協議を進められれば良いと思う。

協定を結ぶことは議会全体の賛同を得やすいが、実際にどのような取組みを継続して実施するかの部分について議会全体で合意形成をすることが大学と連携する以上に難しく重要になってくるとの実情を伺った。古賀市でも10年継続され、大学側で連携の基軸だった教授の退官を控え、今後の取組みを考える時期に来ているとのことであった。議会での合意形成のために、議員間討議を活発化させることがどの分野でも必要だと強く感じた。

○市内にある大学と議会で、大学の教育環境の充実と議会の政策形成能力の向上を図るためパートナーシップ締結を行っているが、議員の政策形成能力の向上は未だ道半ばであり、議員間の合意形成には苦慮しているとのことであった。

政治倫理条例では、2親等の規定については検討している段階ではないとのことで、今後とも審議するような状況にはないと感じた。

令和2年度からタブレットを議員全員に貸与しており、令和6年第3回定例会に予算説明書も電子データを使うとのことであり、本市の議会も本格的にICT化を進めていくべきと感じた。

○議会基本条例に、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、政策推進会議ができると規定している。市政の重要な課題についてテーマを選択し、政策推進会議で議論し、市民に報告・意見交換した結論を市長に提言する仕組み。浄水場の廃止、他自治体への協力要請を決議し、市長が他自治体に交渉しているという成果につながっている。

政治倫理条例の請負の規制については、赤穂市と同等の規定があるが、昨年の地方自治法改正に合わせる方向にある。

ICT化については、タブレットは12.9インチの大きさが良いとのこと。災害時のオンライン委員会も可能になる。予算は山陽小野田市と大差はないようだ。

○古賀市において古賀市議会基本条例第13条の中で市政に関して重要なものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、政策推進会議を開催できるとあり、議員全員で政策立案を推進するとして各議員がテーマを発表し共通認識をもち、その意見内容において合意形成を計り、そして政策立案し、それを政策推進会議で提言し、議論していただき政策条例化に取

り組まれていた。

○古賀市の議会活動の ICT 化が進んでおりタブレットの導入によるペーパーレス化やLINE WORKS の活用が行われている。これにより、資料配布の手間が大幅に軽減され、議会運営が効率化されている。さらに、デジタル資料への書き込み機能が議員の作業効率を向上させ、迅速な情報共有と意思決定が可能になっている点が非常に印象的であった。赤穂市においても ICT の活用を検討すべきと感じた。

○政策推進会議については、議員の資質向上にもつながる素晴らしい取り組みであると感じた。議会が一つにまとまって同じ方向に向かっていくことができれば大きな力になると思う。しかしその反面、議員個々の考え方や立場が違う中で、一つにまとめることは非常に困難であり、その点が課題ではないだろうか。古賀市議会では、政策推進会議による提言で実績を積み重ねてこられており、非常に参考になる取り組みであった。

古賀浄水場の在り方調査検討特別委員会の一連の流れについては、執行部の提案を待たずして議会が調査研究を進めた上で決議を出されており、その積極的な姿勢は、見習うべき点があると感じた。市民生活への影響が大きく、急を要する案件に対して、執行部が結論を出せずにいる状況を見過ごせなかったのだろう。特別委員会の結論が執行部の決断の後押しになったのであればよかったのではないだろうか。ただし、出した結論が執行部の方向性と大きく異なってしまった場合、市政の停滞を招く恐れもあり、丁寧な調整が必要であると感じた。また、重要な案件であればあるほどその責任は重くなるため、慎重に深く検討する必要がある。

古賀市議会の政治倫理条例の請負関係部分については、赤穂市議会と同様に2親等以内となっている。実際に議員が立候補するにあたって親族が仕事を辞めざるを得ない事例もあったようである。強制力のある規定ではないため、解釈によっては改正する必要もないのかもしれないが、赤穂市議会における宣誓書の提出等については、なくても良いかもしれない。

【説明者等】

古賀市議会	議会運営委員会	委員長	奴間 健司 氏
古賀市議会	議会運営委員会	副委員長	井之上 豊 氏
古賀市議会	議会運営委員会	委員	大賀 文子 氏
古賀市議会	議会運営委員会	委員	福崎 トビオ 氏
古賀市議会	議会運営委員会	委員	松島 岩太 氏

視察地：岡山県高梁市 7月31日（水）13：15～15：15

【目的】

高梁市議会では、議会のあり方検討特別委員会を設置し議員定数や委員会数等について検討し、結論を出されている。来期より赤穂市議会も定数の変更があることから、考え方や経緯等を調査するため視察を行った。

【説明及び取組内容】

1 議会のあり方検討特別委員会の取組みについて

（1）議員定数条例改正までの経緯等

- 令和2年9月 高梁市長・市議会議員選挙（議員定数：18人）で無投票
令和2年12月 議会のあり方検討特別委員会設置（委員：8人）
付託事件：「目指す議会のあり方に関する調査研究」
「議員定数及び議員報酬等に関する調査研究」
目的：議会のあり方に関する調査研究等を行うため
令和3年3月 目指す議会像として「政策提言を行う議会」を決定
令和3年5月 コロナ禍での議員活動量減少等を踏まえて議員報酬については議論する状況にないと判断し、議論を先送り
令和4年8月 「議員定数に関する報告書」を取りまとめるも、議員定数については採決に至らず
令和4年12月 議員定数条例を改正（18人→16人）

議会のあり方検討特別委員会の設置は、令和2年9月の選挙が無投票に終わったことを問題視した市民の声があったことも影響している。

令和4年8月時点では、議員定数について意見がまとまらず採決に至らなかったものの、令和4年12月には議員定数条例を改正している。これについては、8月から12月の間に議長が交代し、前議長が条例提案したことによりこのような流れになったとのこと。条例改正については、僅差で議決に至った。

（2）議員定数条例改正後の経緯等

- 令和5年2月 特別職報酬等審議会を開催を市長に申入れ
令和5年12月 答申を受け、議員報酬に係る条例を改正
(議長10,000円、副議長・議員8,000円それぞれ引上げ)
令和6年2月 次期改選後の常任委員会構成について取りまとめ
令和6年3月 委員会条例を改正し、3委員会から2委員会に

常任委員会構成については、2委員会（8名・8名）、3委員会（兼務なし

6名・5名・5名又は5名・5名・5名)、3委員会(兼務あり11名・11名・10名)等のメリットデメリットを比較し検討されている。

兼務についての検討では、兼務ありの3委員会(6名・6名・6名)では、2名のみ兼務することとなり負担のバランスがとれない。そこで全員が2委員会に所属する3委員会(兼務あり11名・11名・10名)の案もあったが、出席日数が増えると費用弁償が増大することから、兼務なしの方向となった。(高梁市は面積が広大なため、出席日数に応じて旅費等が支給される)

2 議会 ICT 化推進特別委員会の取組みについて

平成29年11月	議会運営委員会 PCの持込み要望
平成30年6月	議会全員協議会 全議員から意見聴取
平成30年10月	議会運営委員会 岡山県真庭市を視察
平成31年3月	議会 ICT 化推進特別委員会設置(委員6名) 目的: 議会運営の効率化・迅速化、議会の活性化を目指し ICTを活用した議会運営、議員活動を推進するため
平成31年4月	議会 ICT 化推進特別委員会 岡山県笠岡市を視察
令和2年6月	LINE WORKS 試行運用開始、操作説明 議会への個人所有のパソコン持込の試行運用開始
令和3年1月	議会 ICT 化推進特別委員会 岡山県真庭市を視察(オンライン)
令和3年6月	タブレット端末21台導入(議員18台、事務局3台) Wi-Fi 工事、LINE WORKS 正式運用開始
令和3年7月	タブレット端末初期設定(ICT 委員、事務局、一部議員)
令和3年7月	タブレット端末操作研修会(同日貸与)
令和3年8月	8月臨時会から議場等でのタブレット端末運用開始

導入端末は、HP EliteBook x360 1040 G7 Notebook PC

議員個々で使い易い端末を選択する案もあったが、一部議員より統一した方が操作方法等を教えてもらい易いとの声があり全員同じ端末を使用することとなった。

必要な費用については、以下のとおり。

- タブレット端末 21台 3,684,450円
- Wi-Fi 工事1式 903,650円
- インターネットサービス1ギガ6,270円/月
- タブレット端末操作研修会 講師3名 80,300円

○LINE WORKS スタンダード 18ライセンス 8,910円/月

3 政治倫理条例の請負関係部分について

高梁市議会議員政治倫理条例は、令和5年10月1日に施行された。請負契約等の辞退については、規定されていない。また、これまで請負契約に係る問題は生じていない。

【所感】

○高梁市の委員会構成は活発かつ詳細な議論がなされており、我々にとっても非常に参考になった。ICT技術の積極的な活用や情報発信の強化は、コストを抑えた現実的なものであった。ただ「高梁市議会タブレット端末使用基準」については端末の使用範囲、インストールするソフトウェアの制限などについては厳しすぎるように感じる。これについては実際に使用しながら徐々に改訂すればよいことであると思う。

○議員のあり方検討特別委員会において、目指す議会像として、「政策提言を行う議会」を決定されていることは、重要であると感じた。常任委員会の検討において、他市の事例等を研究され議論されていた。赤穂市においても、議員定数が17名と1名減になる機会に改めて常任委員会について、他市の事例等を更に調査研究し、議論を深めるべきであると感じた。

ICT化推進特別委員会においては、議会の透明化の向上、効率化を目的に様々な取り組まれていた。その中で、全議員にタブレット端末を配布し議会活動のデジタル化を進め、Wi-Fi環境を整備されていることは重要であると感じた。ICT化においては、議員間において得意不得意等の課題に対しても、丁寧に取り組んでおられると感じた。

政治倫理条例の請負関係部分については、議員の中に関係者もおられ意見を伺った。地域の事業者等の状況もあり、赤穂市においては改めて透明性及び信頼性を確保するという基本を基に、課題を抽出し議論を進めるべきと感じた。

○議会のあり方検討特別委員会の中で常任委員会の構成について議論し、3委員会から2委員会(各委員会8名ずつ、兼務はない)に条例改正されていたが、メリット・デメリットの整理が非常に分かりやすかった。議員数17名(定数18名で欠員1名)で3委員会の現状では、委員長、副委員長を除くと各委員会3ないし4名で、欠席者がでた場合有効な議論できる環境でなかったことを痛感されて改正後も最低各委員会6名は必要だという話であった。ただし、兼務を認めて10名以上になると、3万9千人規模の自治体では1委員会でそれほど多い所はなく、また行政視察や委員会の費用弁償(赤穂市では制度がない)で議会費が上がってしまうという議論も出たそうである。実体験とデータを踏まえ伺え

た内容を赤穂市での課題整理に役立てたいと思う。

委員会に付託される所管の内訳も、今回委員会を2委員会に変更する中で改変されている。重要視されたのが、「こども施策」に関連する教育委員会と健康福祉部を同一の市民文教委員会(仮称)にする部分であった。国において「こども家庭庁」にこども施策が統合されてから、所管をまとめた方が議論しやすいことは赤穂市でも生じているので委員会数を議論する際には行政部局とも調整が必要だと感じた。

ICT化については、議会が先行する形で導入されており、紙資料の印刷経費等と比較し、費用対効果を検証したうえでLINE WORKS 無料版からスタンダードへと切り替えをされていた。運用面では委員会ごとに個別フォルダを作成し資料の閲覧をしている他、議会報編集委員会の委員が議会だよりを自らタブレット端末で編集されているので有効に活用されている。議場での持込みは指定された端末だけにし、資料の表示も議会事務局職員が操作をしない方法を取ることで、事務局負担を軽減されていることも赤穂市が参考にするべき部分だと感じた。

○令和4年8月に「議会のあり方検討特別委員会」から出された議員定数に関する報告書には、定数の採決には至らなかったものの、4か月後に前議長の議員提案により2名減とする条例が可決されるなど、急転直下の動きがあった。

政治倫理条例では2親等の規定はなく、それによる問題も生じてはならず、今後とも審議されることは無いのではないかと感じた。

従来の3常任委員会から2常任委員会に再編され、子供関係の予算決算審査の効率化を図るため健康福祉部と教育委員会を同一委員会とされおり、今後の再編のあり方の参考となった。

○議会のあり方検討特別委員会では、議員定数(削減)と委員会数等について研究・協議していた。議員定数を16人と決定したため、委員会は3委員会と2委員会のメリット・デメリット等を検討し、2委員会と決めている。1委員会5人では欠席があった場合あまりに少ない委員での審査となってしまう。

高梁市議会 ICT 推進基本計画、高梁市議会の情報通信機器使用基準や高梁市議会タブレット端末使用基準が規定されており参考にできる。

政治倫理条例には、請負契約の辞退等は規定していない。現議員には、契約金額は少ないが請負・納品事業者もいるとのことであった。今回視察の3市とも、2親等までの請負契約辞退には否定的であった。

○高梁市において議会のあり方特別委員会を設立し議員定数を検討して令和4年12月に議員定数条例を改正し次の選挙において18人から16人に削減決

定し常任委員会数も総務文教委員会・産業経済委員会・市民生活委員会の各6人から総務産業委員会・市民文教委員会各8人にしていった。

また ICT 化特別委員会を立ち上げて ICT 推進基本計画を立て、タブレット導入を図りペーパーレス化に取り組まれており、議会事務局の業務の軽減も図られていた。今後は本市においても ICT 化を進めて行く必要性を感じ、また来年度議員定数が削減になるため、議会運営委員会において委員会数の検討をする必要を感じた。

○政治倫理条例の請負については、兼業議員が多くいる現状ではあるがこれまで請負契約に係る問題がないとの回答を受けたが、赤穂市では、議員又は、配偶者若しくは2親等まで、市の請負や物品搬入も規制があり議員は請負契約の辞退届を提出するが、高梁市では特に問題は生じていないので規定は設けないとのことであった。地方自治法の一部を改正する法律の、議会の議員に係る請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和があるが議員の請負に対する明確化は推進すべきと感じた。

○高梁市議会では、次期より議員定数を18名から16名に減らし、常任委員会を2委員会（8名・8名）にすることとなっている。赤穂市議会では、議員定数については決定しているが、委員会のあり方についてはこれからの検討事項であるため、高梁市議会での検討の内容や経緯等について視察できたのは非常に有意義であった。

委員会のあり方の検討にあたっては、各議員の負担のバランスにも配慮されていた。また、委員が欠席した場合まで想定して検討されており、来期の議会や委員会のあり方を考える上で参考になった。

【説明者等】

高梁市議会 副議長 大月 健一 氏

高梁市議会 議会運営委員会 委員長 川上 博司 氏

高梁市議会 議会運営委員会 副委員長 石部 誠 氏

高梁市議会 議会 ICT 化推進特別委員会 委員長 石井 聡美 氏

高梁市議会 議会 ICT 化推進特別委員会 副委員長 平松 久幸 氏

高梁市議会 事務局 次長 金子 正典 氏